

# 違反対象物の公表制度

2019年7月1日から

重大な消防法令違反の建物をホームページに公表します！

## 違反対象物の公表制度とは？

ホテル、旅館、物販店など不特定多数の方が利用される建物や、病院、社会福祉施設など一人で避難することが難しい方が利用される建物のうち、立入検査によって重大な消防法令違反（屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備のいずれかの未設置）のある建物を確認した場合に、これらの建物の情報を由布市のホームページに掲載し、公表する制度のことで

## 公表の流れ



## 公表の方法

由布市ホームページへの掲載

公表対象物一覧表の消防本部・直轄消防署への備え置き



## 公表の内容

- ①建物の名称
- ②建物の所在地
- ③違反の内容
- ④公表日
- ⑤その他消防長が必要と認める事項

## お問い合わせ先

由布市消防本部

〒879-5506 由布市挾間町挾間278番地

TEL 097-583-1500 (代表) TEL 097-583-1320 (予防課)